

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 1 号

函館市つつじ保育園条例の一部改正について

函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例

函館市つつじ保育園条例（昭和 3 4 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子ども」を「第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子ども」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子ども」を「第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第 6 条の見出しを「（教育認定子どもの保育）」に改め、同条第 1 項中「、第 3 条第 2 項」を「、同条第 2 項」に、「係る教育・保育給付認定子ども」を「係る支援法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項、第 3 項および第 5 項中「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い規定を整備するため